

各国の原子力法

— 規制の目的・対象・方法、管理機構 —

金 沢 良 雄

米、英、仏、加、豪、西独、インド、ブラジル、チリ、ホンジュラス、メキシコ、ノールウェーなどについて

- 一、規制の目的
 - (1) 軍事目的を主とするもの
 - (2) 軍事・平和の両目的を均しくつとみられるもの
 - (3) 平和目的を主とするもの
- 二、規制の対象
 - (1) 鉱物資源
 - (2) 原子力の生産利用に必要な物質
 - (3) 放射性物質
 - (4) 原子力
 - (5) 施設
- 三、規制の方法
- 四、管理の機構
 - (1) 政府の行政機関によるもの
 - (2) 委員会制度によるもの
 - (3) 公共企業体によるもの
 - (4) 調査奨励機関を設けているもの

はしがき

原子力の平和的利用の問題は、今日、まさしく大きな問題となってきた。わが

外に転じてみると、すでに、世界の数十カ国は、何等かの形で、原子力に関する法律を、すでに制定しているのである。そこで、わが国も、おくれればせながら、いよいよ、原子力に関する法律をつくらうというときにあたって、各国の原子力関係の法律が、どのようなものであるかを知っておくことの意義は、すくなくないであろう。

本稿は、主な国の原子力関係法律について、一応の素描をえがこうとするものである。それには、一、規制の目的、二、規制の対象、三、規制の方法、四、管理の機構に分けて概観することしよう。

一 規制の目的

原子力の管理の目的には、今日、大別して、軍事目的と平和目的の二つの面がある。軍事目的のために、原子力を管理する必要性が生ずることについては、いまさら、いうまでもないであろう。しかし、また、原子力の平和利用ということになれば、公益事業の立場から何等かの規制を加える必要もあらうし、また、社会的危害の防止や、公衆衛生的立場からも、規制が必要となってくる。

したがって、今日では、多数の国が、何等かの形で、原子力の管理についての法令を定めている。

ところで、軍事目的と平和目的の二つの面について、各国の法令が、いずれに

重点をおいているか、ということになる。そこには、多少のニュアンスがある。この二つの面は、ときには、混然として、はたして、いずれに重点があるかがあるからでないように見える場合もあるが、その国の事情に依りて、いずれに重点がおかれているかにつき相異がみられる。ただ、近時は、平和利用ということが、やかましくいわれるようになってきているので、全体の傾向としては、平和目的の面が重視されようとしているようである。そこで、重点のおきかたにより區別して論ずることは、困難ではあるが、つきには、一応、(1) 軍事目的を主とするもの、(2) 軍事・平和の両目的を均しくもつもの、(3) 平和目的を主とするもの、に分けて考察してみよう。

(1) 軍事目的を主とするもの

軍事目的を主とする原子力法の例としては、アメリカの原子力法をあげることができる。アメリカでは、最初、一九四六年に原子力法 (Atomic Energy Act of 1946) が定められたが、これは、まず軍事目的利用のために原子力を国の手に握ることについて定めたものであった。同法は、「政策の宣言」(一条)において、「軍事目的上、原子爆弾の意義は明瞭である」ことをきとめつつ、「国防及び安全保障を確保する」という至上目的に従う

ことを条件にして「原子力の開発及び利用は、実行しうるかぎり」公共の福祉の増進、生活水準の向上、民間企業における自由競争の強化および世界平和の促進に向けられるべきである」とし、軍事目的を主としていることを示していた。同法はその後、若干の改正を経て、一九五四年の原子力法 (Atomic Energy Act of 1954) となった。この一九五四年の法律は、原子力の平和的利用がやかましくいわれるようになったのにもなつて、原子力の平和目的への解放に向つて大きく転換を示したものであった。このことは、アイゼンハワー大統領が、同法案の審議につき、国会に要請した特別教書でもあきらかにされているところであり、この教書では、

一、アメリカの友好国との協力を図り、援助を拡大すること、二、原子力の平和利用の開発に対し、民間企業が参画する機会を与えること、三、情報、資料の管理につき手続を改善することがあげられていた。そして、同法は、その冒頭に、アメリカの原子力についての「政策の宣言」をかかげ(一条)、

「原子力は、軍事的にもまた平和的にも応用できるものである。よつて、合衆国の政策として、次のことを宣言する。

a、国家の防衛と安全保障とを確保するために、常に最大の貢献をなす

という至上目的を条件として、原子力の開発、利用および管理は、一般の福祉に対して最大の貢献をなすように行われなければならない。かつ

b、原子力の開発、利用および管理は、世界平和を促進し、一般の福祉を増進し、生活水準の向上を図り、民間企業の自由競争の健全化を計るように行われなければならない。」

とする。すなわち、ここでは、軍事目的(一条a)と平和目的(一条b)があげられているが、やはり、「国防と安全保障」が至上目的とされていることは、かわりがなく、また同法の全体を通じて感じられることは、どちらかといえば、軍事目的に重点がおかれ、軍事目的からみて、差支えない限度で、平和的利用に解放するという建前がとられている。すなわち、特殊核物質の生産設備は、原則として国(原子力委員会)に独占的に所有され、原子力委員会が、「国家の防衛と安全保障」(common defense and security)のために必要とみとめた場合に、契約によりその所有の生産設備を用いて生産させることができる(四一条)、また、特殊核物質も国の所有に属し(五二条)、特別の許可によつてこれを配給し利用させることとし、(五三条)、国家の防衛と安全保障」を害するおそれのある者には、委員会に配給してはならないこととして(五七条b(2))。その

他、同法の運営上、「国家の防衛と安全保障」とが条件とされている場合が、みられる(例えば、特殊核物質の決定につき五一条、原料物質の決定など)のみならず、とくに、情報の管理が厳重に行われることも、「国家の防衛と安全保障」のためにほかならない(一四一条—一四六条)。しかし、アメリカの一九五四年の原子力法が、平和的利用のための解放にむかつて大きく転換したことは十分に見とめねばならない。

なお、軍事目的に重点をおく点では同じではあるが、アメリカの場合とは異なる意味をもつものとみるもつものに、西ドイツの原子力取締法 (Gesetz Nr. 22 der Alliierten Hohen Kommission für Deutschland, betr. Überwachung von Soffen, Einrichtungen und Ausstattungen auf dem Gebiet der Atomenergie, vom 2. März 1950)。この法律は、むしろ、ドイツにおける原子力活動を禁止・制限しようという連合国の占領政策の線上のものであり、このような消極的な意味で軍事目的であるといえる。この法律は、原子力に関する諸活動を一般的に禁止し(一条二条)、また、一定の研究機関、教育機関、医療機関には一定の活動をみとめ(三条)、また、申請によつて上記の禁止を解除する方法をみとめている(六条)。

(2) 軍事・平和の両目的を均しくもつとみられるもの

軍事目的と平和目的とのいずれにも均しく重点をおくものと考えられるものとしては、イギリス、フランスなどの立法例をあげることができる。

イギリスの原子力関係立法には、一九四六年の原子力法 (Atomic Energy Act)、一九四八年の放射性物質法 (Radioactive Substances Act)、一九五四年の原子力公社法 (Atomic Energy Authority Act) がある。

イギリスの原子力法は、その目的が、軍事目的であるとか平和目的であるとかについては、とくに一般的に明定してない。しかし、同法の制定当時、それが、とくに、軍事目的を有してゐたことは、供給大臣 (Minister of Supply) (航空機や武器の供給を担当) が、原子力の管理についての一般的な広汎な権限をもつていたこと(一条・二条等) また、原子力の生産及び使用の統制権限をもつていたこと(一〇条) などによつて知ることができ、さらに、情報の発表に對する承認(二一条(2)) や、発明に對する特許に關しては(二二条(2))、明文をもつて「防衛目的のための重要性」(importance for purpose of defence) が条件とされているのである。このように、イギリスの原子力法は、軍事目的を

有することは、あまりかであるが、その反面、それは、防衛の見地から必要ながざりて統制し、そうでない場合には、平和の利用をみとめて行くという態度がみられる。前述の原子力法に関する供給大臣の権限は、一九五三年に枢機相に移管されたが、このことは、平和利用の趨勢にかんがみ、軍事面のみならず、平和面をも考慮した結果と思われる。さらに、放射性物質法においては、むしろ平和的利用面での規制が主となっており、例えば、医師、薬剤師に関する規制(三条)、医療目的のための放射装置の使用に関する規制(四条)、放射性物質及び放射性装置をともなう職業に対する安全規則に関する規定(五条)、などが、周到に用意されているのである。

なお、若干のニュアンスはあるが、イギリスの原子力法(Atomic Energy Act, 6 April, 1948)、オーストラリアの原子力法(Atomic Energy (Control of materials) Act, 14 Aug, 1949)や、フランスの原子力法と同じに解してよいであろう。

フランスでは、一九四五年の「原子力部の設置に関する命令」(Ordonnance no 45-2563 du 18 Octobre 1945 instituant un Commissariat à l'Energie Atomique)が定められ、原子力の管理機関として、原子力部が設けられた。この命令の前文では、原子力に関する研究の利益を与え

るような機構をつくる必要があること、そして、それは、「政府と一体となつていくべきである」とともに、活動の大きな自由が与えられるもの「でなければならぬ」ということをかけており、このようなものとして原子力部が設けられるに至つたのである。このことは、一方において、原子力の発展が政策的に(したがって軍事目的に)制約される可能性があることともに、他方では、その自由化を熱望するという二つの面を示しているものといえよう。いな、むしろ、原子力の自由な研究による自由な開発利用は、フランスののぞむところであつたにちがいない。しかし、この命令にみられるところでは、やはり、平和面のみでなく軍事面にも同じように重点をおいているといわざるをえないようである。そのことは、この命令で定められている原子力部の権限のなかにもあらわれているのであり、その権限の一つとして「原子力を科学、工業及び国防(Défense nationale)の分野において利用するための科学的技術的調査」をにかけているのである(一条)。

(3) 平和目的を主とするもの

平和目的をむしろ主とすると考えられるものには、ブラジルがある。

ブラジルでは、一九五一年に「原子力利用を管理する国家調査会議の設置に関する法律」(Law Establishing the Nat-

ional Research Council Controlling the Utilization of Atomic Energy, 1951)が定められ、原子力利用の管理のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのであつて、軍事目的のために管理を行うというふうなものではない。ただ、原子力利用に関するすべての活動は、国家調査会議又は、必要な場合には陸軍参謀長その他の機関を通じて、国家の統制のもとにおかれるのであるが、それも、「科学的、技術的研究の自由を害しないかぎりにおいて」であり、むしろ科学的技術的研究の自由が優先されているのみならず、さらに、国家調査会議は、「原子力及びその応用の研究及び工業化に必要な措置」を採用する義務を課せられているのである(五条)。このようなことは、ブラジルが、平和利用のために、原子力の開発利用を促進し、奨励しようとして、このよう意図を示すものにはかならない。

二 規制の対象

規制の対象は、原子力に関する鉱物資源、原子力の生産や利用に必要な物質、原子力、さらに、その生産施設、利用施設などに及んでいる。ただ、これらの対象の規定の仕方は、各国によつて、かなり統一されておらず、極めて大々

々に規定しているものもあれば、詳細に定議しているものもある。また、その定義の仕方も国によつて異なる表現を用いており、国際的な統一用語の必要性が痛感される。

(1) 鉱物資源

原子力の生産に必要な鉱物資源は、多くの国において、規制の対象とされている。

アメリカ原子力法は、「原料物質」(source material)の一つとして、一定の鉱石(Ore)をあげている。それは、ウランウム、トリウムなどの「特殊核物質」(後述)の生産に必要な物質であつて、原子力委員会が定める一定の濃度のものを含む鉱石である(二一条、(2)なお二一条(1)、六一条参照)。

イギリス原子力法でも、ウランウム、トリウムなど「指定物質」(後述)が得られる鉱物(Minerals from which any of the prescribed substances can be obtained)が規制の対象とされる(四条(1)(b)五条(1)、六条(1)、七条(1)、一八条(1))。インド原子力法(五条(1)(b)、六条(1)、七条(1)、八条(1)(b)、三条(b))もイギリスと同様であり、オーストラリア原子力法も(七条、八条(b)、九条(1)(a)、一二条、三条(b))ほぼ同じである。

また、フランスの「原子力部設置に関する命令」では、同原子力部の権限の一

つとして極めて広汎に、ただ「必要原料」の踏査と採掘を組織化し統制することをしている。

さらに、フランスでは「放射性鉱物の試掘権の政府保有のための政令」(Decree Reserving to the Government the Right to Prospect for Radioactive Minerals, 1945)海外フランス領における原子力原料に関する政令(Decree concerning Atomic Energy Materials in Overseas France, 1946)が定められ、後者によつては、原子力に関する研究及び計画に必要な鉱物の採掘権が国家に保有されることとなつており(一条)。これにもとづいて、一定の鉱物が指定されている(ウラニウム鉱、トリウム鉱等)。

その他、原料物質産出国では、その国有化を定めている例が多い(例えば、一九四八年のチリーのウラニウム鉱床の国有化の政令、一九五〇年のホンジュラスの放射性鉱物資源の国有化の政令、一九四五年のメキシコの放射性元素鉱物資源の国有化宣言、一九四五年のノルウェーのウラニウムの国有化の政令等)。

(2) 原子力の生産、利用に必要な物質

原子力の生産、利用に必要な物質は、原子力法の規制の対象の中でも、最も重要なものの一つである。

アメリカ原子力法では、この点について

では、三つの対象を区別して規定している。その一つは、「原料物質」の一つとしてあげられるものであり、ウラニウム、トリウム及び原子力委員会が「特殊核物質」(後述)の生産に必要な不可欠なものとして確認して決定した物質である(一条(1)の(六)条)。(したがつて、同法の「原料物質」とは、第一に、前述の鉱石、第二に、ここに述べた物質の両者を意味する)。その二は、「特殊核物質」(special nuclear material)と称せられるものであり、それは第一に「プルトニウム、同位元素二三三または二三五の濃縮ウラニウム、及びその他の原子力委員会が「相当多量の原子エネルギーを放出しうる」と確認して決定したもの(一条(1)、五一条)、第二に、上記のいずれかにより人工的に濃縮された物質(一条(2))である(但し、いずれも原料物質を除く)。その三は、「副産物」(by-product material)と称せられるものである。それは、「特殊核物質」の生産または利用の過程において産出され、その過程にともなう放射線の照射により放射性をもつに至つた物質(但し、特殊核物質を除く)にあり(一条e)。(この副産物も、原子力利用のために一定の規制のもとに配給されるのである(八一一条、八二条)。

イギリス原子力法は、この点については、比較的、広汎な規定の仕方をしてい

る。すなわち、同法は、「指定物質」(prescribed substance)として、ウラニウム、トリウム、プルトニウム、ネプタニウム、これらの混合物、及び、枢機相が、原子力の生産、利用、研究に必要とみとめるその他の物質を規定している(一八一条(1))。インドの原子力法、オーストラリアの原子力法、カナダの各原子力法 (Act relating to Development and the Control of Atomic Energy, 31. Aug. 1946)も、これとはほぼ同じ規定を定めている(ただ、インドは、とくに、ベリリウム、カナダは、とくに、チューテリウムをもあげている)(インド原子力法三条(4)、オーストラリア原子力法三条(4)、カナダ原子力法二条(4))。イギリスをはじめ、これらの国の原子力法で、「指定物質」とされているものは、可成り、広汎であり、要するに、原子力の生産、利用、研究に必要な物質は、すべて、これに指定されうようになつてしていると解せられる。したがつて、それは、アメリカ原子力法のいわゆる「原料物質」「副産物」をのぞく、「特殊核物質」「副産物」をも実質的にふくむみ、かつ、これよりも広いものとなるであろう。

(3) 放射性物質

原子力の生産、利用に必要な物質という角度からではなくて、社会的危害の防止や公衆衛生的見地から、その物の放射

性という角度から、規制の対象としているものに、イギリスの放射性物質法による「放射性物質」(radioactive substances)がある。これは、「自然物たる人工物たるを問はず、放射性元素から成り、あるいは、これを含む物質」(二一条)であり、これに関して、主として社会的危害の防止や公衆衛生的立場から規制が加えられる。このような点については、イギリスが最も進んでいるということができる。しかし、アメリカ原子力法においても、「特殊核物質」の配給につき「安全基準」に準拠すること(五三条(7))、「原料物質」の移管、譲渡、譲受につき「公衆の健康と安全」を害する場合の輸出入禁止(六九条)、「副産物」の配給につき「安全基準」に適合しない設備の場合の配給禁止(八一一条)などが定められていることは、これらの物質が放射性物質であるがためにほかならないであろう。

(4) 原子力

アメリカ原子力法では、原子力とは、「核分裂(nuclear fission)または核変換(nuclear transformation)の過程において放出されるあらゆる形態のエネルギー」とされ(二一条c)。

イギリス原子力法では、原子力とは、「核分裂過程(fission process)を含むあらゆる過程の結果としての原子核(atomic

mic nuclei) から放出されるエネルギー (但し、外的手段によって促進され又は影響を受けない自然的な変転 (transmutation) 又は放射性の減衰 (radioactive decay) の過程において放出されるエネルギーを含まない) とされ (一八条 (1))、インド原子力法 (三条 (a)) は、これと全く同じであり、オーストラリア原子力法 (三条) も、ほぼ同じである。

カナダ原子力法では、原子力は「原子の変転 (transmutation) から誘導される (derived) 又は、これによって造出される (created) あらゆる形態のエネルギー」となっている (二条 (a))。

(5) 施設

原子力の生産設備や利用設備もまた管理の対象とされる場合が多い。

アメリカ原子力法では、「生産施設」(production facility) として「特殊核物質を生産する設備または装置 (equipment or device) 」(二条 d (1)) があげられ、また、「利用施設」(utilization facility) として、「特殊核物質を利用する設備または装置」があげられ (二条 v (1))、それぞれ一定の規制の対象とされている。

イギリス原子力法では、「原子力の生産あるいは利用のための設備 (plant)」が規制の対象とされる (四条、八条 (1) (c)、一〇条 (1) (iii)、一八条 (1) 等)。インド原子力法 (五条 (1) (c)、八条 (1) (c)、一〇

条 (1) (iii)、三条 (c)) も同様である。

三 規制の方法

規制の方法も、各国によって、差異があり、厳重な管理、統制が行われているものもあれば、比較的、ゆるやかな規制にとどまるものもある。また、規制の方法は、それぞれの規制の対象につき、詳細に定められている場合もあるが、つまりは、全体としての特色に着目しつつ、その概要をみることにしよう。

アメリカの原子力法は、最も厳重な管理、統制を定めているものといえることができる。それは、軍事・平和の両面を考慮しているとはいえ、「国防と安全保障」を至上目的と考えているからにはかならない。

その規制の方法の要点は、生産設備と特殊核物質を国の所有に帰せしめ、原子力委員会によって、これらを管理運用させ、必要に応じて、これを解放するという点にある。すなわち、生産設備は、合衆国の機関としての同委員会が、原則として、独占的に所有し (四一条 a)、委員会は、これによって特殊核物質を生産する権限と義務とを有し、また、一定の条件のもとに、他の者との契約により、委員会所有の生産設備を使用して生産させることができる (四一条 b)。また、特殊核物質も、合衆国の所有に属し (五二条)、委員会は、申請に応じて、

許可により一定の条件のもとに、これを配給する (五三条)。原料物質については、とくに、国の独占的所有ということ

は規定されていないが、その移管、引渡、譲受、移出入、輸出入については、委員会の許可を要する (六二条) のみならず、委員会は、原料物資を取得するための収用その他の各種の権限を有してお

り (六六条)、また、許可により一定の条件のもとに、これを配給する権限を有している (六三条)。さらに、原子力にたいしては、「原子力許可」として、その利用又はその生産設備の製造、譲渡、取得、占有、移出入、輸出入を委員会の許可にからしめ (二〇一条)、商業上の許可 (二〇三条)、または医学的治療と研究等につき一定の規制を行うことと

している (二〇四条)。また、厳重な情報管理が行われ、(1) 原子力兵器の設計、製造及び利用、(2) 特殊核物質の生産 (3) エネルギー生産における特殊核物質の利用に関する資料は「機密資料」とされ (二一条 e)、委員会によって解除されない (二一条 f)、原則として、公開ができない (二一条 g) (二四六条)。その他、とくに、国際活動 (国際取極、協力等) についても定めている点が注目される (二二一条—二二四条、二四四条)。

イギリス原子力法の規則の要点は、アメリカのように国の独占的所有に帰せしめるといえるのではなくて、国の手におさめる権限を留保しつつ、一定の規制を加える点にある。同原子力法は、当初は (一九四六年) 供給大臣 (Minister of Supply) に一般的職責を与える (二一条) とともに、広汎な一般の権限を与えていた (二二条) が、その後、一九五三年に、同法に關する供給大臣の権限は、後述の放射性物質法に關する同大臣の権限とともに、枢機相に全面的に移管され (The Transfer of Function (Atomic Energy and Radioactive Substances) Order, 19. Nov. 1953)。さらに、原子力公社法の制定にともない、枢機相の一般の権限は廃止された (公社法二条 (3) により原子力法二条 (1) 廃止)。しかし、枢機相は、指定物資、鉱物、施設等に関する情報を要求する権限 (四条)、鉱物を探査する権限 (六条)、鉱物採掘権を強制取得する権限 (七条)、指定物資、鉱物のストック及び施設を強制取得する権限 (八条)、原子力の生産及び利用の統制を行う権限 (一〇条)、さらに、施設に關する情報発表を制限する権限 (二一条) などをもっている。

また、放射性物質法では、放射性物質の輸出入の統制 (二条)、販売及び供給の統制 (三条)、医療目的のための放射装置 (irradiating apparatus) の利用の統

制(四條)が行われ、放射性物質及び放射装置をともなう職業に対する安全規則に関する規定(六條)がもうけられてい

る。
インドの原子力法は、 大体において、イギリス原子力法(同公社法の制定以前のもの)と同様である(九條項別に対比すると、インド四條はイギリス二條、インド五條はイギリス四條、インド七條はイギリス六條、インド九條はイギリス九條、インド一〇條はイギリス一〇條、インド一一條はイギリス一一條等)

オーストラリアの原子力法も、 イギリスに類似する点が見られるが、若干の相異点もあり、自然状態にある指定物質などは原則として国の財産とされ(六條(1))、指定物質及びこれをふくむ鉱物を発見したものは、所管大臣に報告しなければならぬ(七條)、また所管大臣は、指定物質の統制権限を有し指定物質を得られる鉱物に関する鉱業及び、指定物質の取得、生産、取扱、占有、使用、処分、輸出入を許可なきがかり禁止することができ(九條)、また情報については、防衛の利害に関する場合には、情報の提供を要求することができる(八條)。

カナダの原子力管理法は、 原子力管理局(Atomie Energy Control Board)一定の権限を与えている。これによる同一局は、(a)原子力に関する調査研究を行い又は行わせる、(b)枢密会議議長の承認

をえて、原子力を利用し、利用させ、(c)枢密会議議長の承認を得て、指定物質、原子力の生産、利用研究の施設及び財産の購入、貸借、使用、収用などを行い、また(d)原子力に関する教育、訓練などを進めようとするほか多くの権限を有している(八條)。

フランスの原子力に関する規制は、 前述の放射性鉱物の試掘権の政府保有に関する政令のほか、「原子力部設置に関する命令」による原子力部(Commissariat à l'Énergie Atomique)によって行われているが、それは、きわめて一般的抽象的であり、かつ、ゆるやかなものではない。原子力部は、つぎのような権限を有している。(a)原子力を科学的・工業的及び国防上の分野で利用するための科学的技術的調査、(b)原子力の破壊的效果に対して、人及び物を保護する措置の研究、(c)関係各省とともに、必要原料の踏査と探掘を組織化し、統制すること、(d)原子エネルギーの基礎的装置の工業的段階の実現、(e)政府に対し情報を提供し、とくに、国際的交渉において政府を導くこと、(f)一般的に科学的分野の発展でフランスに利益を与えることに役立つためのあらゆる措置を講ずること(一條)。

四 管理の機構

原子力の管理の機構についても、各国

間には、それぞれ相異がみられる。これらの相異が、どのような理由から生ずるかということについては、その国の一般的な行政組織上の特色、原子力管理に対する基本的態度その他について多くの研究を要する問題があるであろう。しかし、ここでは、これらの理由についての究明は、しばらくおき、管理機構の概要をみるにとどめることとする。

(1) 委員会制度によらず、政府の行政機関が直接統制、管理するもの

イギリスでは、 枢密相が、原子力法及び放射性物質法の運営に関する権限を有している。ただし、イギリスでは別に原子力公社法により原子力公社が設けられている(この公社に対しても枢密相が監督権をもっている)。この公社は、一定数の委員から成り、広い意味では委員会の一種とみられないではないが、それは、行政権限の主体というよりも、どちらかといえば、企業体とみられるべきであり、したがって、この点についてみれば、委員会制度によるものとみるよりは、公共企業体によるもの(後述)とみることができよう。

イギリスの公社法制定前の原子力法の 構想は、大体において、インド、オーストラリアにとり入れられているとみてよい。したがって、インド原子力法、オーストラリア原子力法でも、委員会は設け

られておらず、インドでは中央政府、オーストラリアでは、所管大臣が権限を与えられている。ただ、オーストラリアの場合には、大臣の諮問機関として、諮問委員会(Advisory Committee)がおかれ、五人以下の委員から成り、原子力法の運営につき大臣に勧告し援助するものとされている(四條)。

(2) 委員会制度によるもの

(a) アメリカ

アメリカの原子力法に関するあらゆる権限は、原子力委員会(Atomie Energy Commission)がもち、同法は、この委員会によって運営される。この委員会は、五人の委員から成り、委員は、上院の助言と同意により大統領によって任命され、そのうち一人は大統領により委員長に任命される(二二條、二二二條)。委員会には、事務局(二三條)、事務総長(General Manager)がおかれ(二四條)、また、科学的技術的問題に関して委員会に助言する諮問委員会(民間人から大統領が任命する九人の委員から成る)が設けられ(二六條)、国防省と原子力委員会との間の連絡機関として軍事連絡委員会(Military Liaison Committee)がおかれる(二七條)。

(b) フランス

フランスでは、前述のような権限を有する原子力部(C. E. A.)が、同部設置

に関する命令によって設けられる(一条)。この部は、委員会(Comité)によって、政府の一般命令(Directives générales du Gouvernement)に従って運営される(二条)。この委員会は、一、政府代表の総管理者(administrateur général, délégué du Gouvernement)、二、科学的及び工業的分野での学識者四人、三、国防科学委員会の委員長、四、国家科学調査局長、五、内閣議長の任命する三人の高等官吏から成り、委員会の議長は内閣議長となる(二条)。そして、これらのうち、科学的及び工業的分野での学識者の委員中の一人は、高等委員(Haut-commissaire)となる(二条)。このようにして、フランスの原子力局は、行政と科学の調和をはかろうと試みている。すなわち政府代表の総管理者は、主として同局の行政事務を担当し、高等委員は科学的技術的面を担当するのである。

(c) カナダ

カナダでは原子力管理法により、原子力管理委員会(Antomic Energy Control Board)が設けられ、前述のような各種の権限をもっている。この委員会は、科学工業調査審議会(Honorary Advisory Council for Scientific and Industrial Research)の長と、秘密会議議長が任命する者四人を委員として構成され(四条)、同議長がそのうちから委員長を任命する(五条)。原子力管理委員会を監

督するものは、秘密会議(Priuy Council)(実質上の内閣)であり、その科学工業調査に関する委員会の命令に従い、この委員会に対して公共の利害に関する事項について勧告し(七条)、また年次報告を提出する(二一条)。

(3) 公共企業体によるもの

イギリスでは、すでに述べたように、原子力公社法により、原子力公社(Antomic Energy Authority)が設けられる。この公社は、委員長及び七人乃至一〇人の委員から成り、委員長及び委員は、すべて、枢機相によって任命されるが、そのうち、三人は原子力に関する学識経験者、一人は行政及び財政に関する学識経験者、一人は労働者の組織に関する学識経験者でなければならないとされている(一条)。

公社に与えられている機能は、広汎に及んでおり、それは、原子力公社法によるものと、原子力法によるものとがある。原子力公社法による権限としては、一、原子力の生産、利用及び処分、並びにこれに関連する調査、二、原子力の生産、利用、調査に必要な物件の製造、生産、購入、取得、貯蔵、輸送、及び、製造、生産、購入、取得した物件の処分、三、放射性物質の製造、生産、購入、取得、取扱、貯蔵及び輸送、処分、四、公社が前記の権限を行使するために必要かつ

有益とみとめるすべてのことを行うこと(建物の建造、工事の実施及び鉱物の検査とその事業を含む)、五、大学その他の施設又は人と調査につき取極を結ぶこと、及び、枢機相と大蔵大臣との承認をえて、これらに贈与し又は貸付を行うこと、六、情報を配布し、人才を教育訓練することである(二条本文)。ただし、

一、兵器の改良及び生産は、供給大臣との取極に反するかぎりできず(ただ、原子兵器の explosive nuclear assemblies の改良型をもちたらずような試験的作業はみとめられる)、また、採掘には、枢機相の承認をうけねばならず、かつ、鉱業は、原子力法(七条)(後出)によってみとめられた権利の行使としてのみみとめられる(二条但書)。原子力法による権限は、公社法制定にともなう同法の改正によつてみとめられたもので、これには、

一、枢機相の命令による鉱業経営権の強制取得(七条)、二、特許発明に関する書類及び情報の調査(二二条②)、三、情報の公開の許可(一三条)などである。公社は、枢機相の監督のもとにおかれるのであり、枢機相は、公社に対して命令権限を有するが、この命令は些細な事項には及ばないものとされ、また公社は、枢機相の要求に応じて会計その他の報告を提出しなければならず、かつ、年次報告を枢機相に提出し、枢機相は、これを議会に提出することとなる(三

条)。その他、公社には、事業実施に関し、社会上の危害防止や公衆衛生上の見地から、イオン化放射の損害を防ぐ義務や、七年間は放射性廃物を排出しない義務などが課せられていることも注目される(五条(3)(4))。

(4) 調査及び奨励機関を設けているもの

原子力の統制、管理というよりも、調査乃至奨励のための国家機関を設けている程度のものである。

ブラジルの「原子力利用の管理に関する国家調査会の設置に関する法律」(一九五一年)による国家調査会は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することを目的としている(一条)。この調査会の機能は、一、科学的技術的調査を自ら、又は、他の内外の施設と協力して行うこと、二、他の公的私的の施設における科学的技術的調査を奨励すること、三、研究者や技術者の養成を援助すること、四、科学的調査の発展及び研究者の養成につき、大学その他の高度の施設と協力すること、五、内外の施設との技術的科学的文書の交換を行い、内外の会議会合に参加すること、六、意見の発表、情報の提供を行うこと、七、所管官庁に必要な措置を提示することである(三条)。(筆者・北大教授、東大講師)